

## 老人福祉法の届出をお願いします。

以下に挙げるものについては、老人福祉法に基づく届出も必要となる場合があります。  
介護保険法に基づく届出とあわせて、忘れずにご提出ください。

### ＜対象となる事業・施設＞

老人居宅生活支援事業	①老人居宅介護等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）訪問介護</li> <li>・専門型訪問サービス（第1号訪問事業）</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> </ul>
	②老人デイサービス事業 （右のサービスのうち、特別養護老人ホーム等の設備の一部を供用して行うもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・介護予防型通所サービス（第1号通所事業）</li> <li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li> </ul>
	③老人短期入所事業 （右のサービスのうち、特別養護老人ホーム等において行うもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> </ul>
	④小規模多機能型居宅介護事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
	⑤認知症対応型老人共同生活援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
	⑥複合型サービス福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> </ul>
老人福祉施設	⑦老人デイサービスセンター （右のサービスを目的とする施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）通所介護</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・介護予防型通所サービス（第1号通所事業）</li> <li>・（介護予防）認知症対応型通所介護</li> </ul>
	⑧老人短期入所施設 （右のサービスを目的とする施設）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・（介護予防）短期入所生活介護</li> </ul>
	⑨養護老人ホーム	
	⑩特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> </ul>

<必要な届出>

**変更届**

以下の変更の際に提出（【 】は対象の事業・施設 前ページ参照）※⑨⑩は変更前にあらかじめ提出が必要）

- ・ 事業の種類及び内容【①～⑥】
- ・ 法人の名称及び主たる事務所の所在地【①～⑥】
- ・ 条例、定款その他の基本約款【①～⑥】
- ・ 職員の定数及び職務の内容【①～⑩】
- ・ 主な職員の氏名及び経歴（管理者・施設長・サービス提供責任者・計画作成担当者・介護支援専門員を対象とします）【①～⑧】
- ・ 事業を行おうとする区域【①～⑧】
- ・ 当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称【②～⑥】
- ・ 当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の種類【②、③】
- ・ 所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員【③～⑥、⑧】
- ・ 施設の名称、種類及び所在地【⑦～⑩】
- ・ 建物の規模及び構造並びに設備の概要【⑦～⑩】
- ・ 土地又は建物に係る権利関係【⑨、⑩】

**廃止届**

**休止届**